「第三次薬物乱用防止五か年戦略 (薬物乱用防止戦略加速化プラン)」

平成24年8月薬物乱用対策推進会議

目標1 青少年による薬物乱用の根絶及び薬物乱用を拒絶する規範意識の向上

(1) 学校等における薬物乱用防止のための指導・教育の充実強化

A【施策の内容】

(学校における児童生徒への薬物乱用防止教育の充実強化)

文部科学省

- ・ 小学校、中学校及び高等学校等においては、児童生徒への薬物乱用防止教育の充実のため、「体育」、「保健体育」、「道徳」、「特別活動」における指導に加え、「総合的な学習の時間」の例示として示されている「健康」に関する横断的・総合的な課題についての学習活動等も活用しながら、学校の教育活動全体を通じて指導するよう周知に努めた。
- ・ <u>平成21年3月に改訂された高等学校学習指導要領「保健体育」において、新たに大麻を扱うこととされ、平成21年12月に作成された高等学校学習指導要領解説「保健体育編・体育編」において、新たにMDMAが加えられたことを踏まえ、大麻及びMDMAの有害性・危険性に関する指導の充実を図るよう周知に努めた。</u>

(薬物乱用防止教室の充実強化)

警察庁・厚生労働省・文部科学省・財務省

・ 警察職員、麻薬取締官OB、学校薬剤師、税関職員等が学校の薬物乱用防止教室 等に講師として赴き、薬物乱用防止に関する講演を行った。

警察庁・厚生労働省・財務省

・ 薬物乱用防止広報車や薬物乱用防止キャラバンカーを活用し、薬物の標本やパネル等を展示するなどして、薬物乱用防止教室の指導効果の向上を図った。〔平成23年度予算5,962千円:警察庁、74,105千円:厚生労働省〕

文部科学省

- ・ すべての中学校及び高等学校において、年に1回は薬物乱用防止教室を開催する とともに、小学校においても積極的に薬物乱用防止教室の開催に努め、警察職員、 麻薬取締官OB、学校薬剤師等の協力も得つつ、その指導の一層の充実を図るよう 周知に努めた。
- ・ 薬物乱用防止教室の実施率の高い都道府県における効果的な取組事例を収集し、「薬物乱用防止教室推進マニュアル〜教育委員会における取組事例〜」として冊子にまとめ、各都道府県・市区町村等の教育委員会等へ配布するなど、薬物乱用防止教室の実施率の向上に努めた。[平成23年度予算44,280千円の内数:文部科学省]

警察庁・文部科学省・厚生労働省

・ 薬物乱用防止教室が適切に実施されるよう努めるとともに、薬物乱用防止教室の 開催に伴う講師確保のため、薬物乱用防止教育認定講師の派遣等を依頼しているラ イオンズクラブ国際協会との緊密な連携を推進した。

(薬物乱用防止に関する児童生徒用教材、教師用指導資料等の作成・配布、活用促進)

厚生労働省·文部科学省

- ・ 若年層のMDMA等合成麻薬や大麻の乱用が問題となっていることから、薬物乱 用が健康へ及ぼす影響等について解説した薬物乱用防止啓発読本を作成し、小学生、 小学校6年生保護者向け、中学生及び高校生用の啓発教材を作成し、すべての小学 5年生、6年生保護者、中学1年生、高校1年生及び高校3年生に配布した。〔平 成23年度予算80,165千円:文部科学省、20,874千円:厚生労働省〕
- ・ 各種啓発資料については、各々のホームページに掲載し周知するとともに、都道 府県等の関係機関に利用の促進を促した。
- ・ これまで継続して配布してきた、小学校6年生保護者向け、高校3年生向け啓発資材について、浸透度調査を実施した。[平成23年度予算5,536千円:厚生労働省]

文部科学省

- ・ 国、地方公共団体等において作成・配付した教材等の活用の促進を図るため、教 材等の使用について関係機関との連携の充実を図るよう、地方公共団体に指導した。
- ・ 地方公共団体において、児童生徒に正しい知識を習得させるため、薬物乱用防止 に関する児童生徒用教材、教師用指導資料等の適宜作成・配布に努めるよう指導し た。
- ・ 「喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料(高等学校編)」を改訂し、 すべての高等学校及び教育委員会等に配布した。
- ・ <u>高校生用薬物乱用防止啓発DVD「未来があるから~薬物に"NO!"という生き方を~」を作成し、すべての高等学校及び高等専門学校、教育委員会等に配布した。</u>

警察庁

・ 薬物の危険性・有害性等を分かりやすく理解させるなど、薬物乱用防止に関する 啓発活動を効果的に行うためのパンフレットを作成し、学校等に配布した。〔平成 23年度予算2,840千円〕

(教員や薬物乱用防止教室の指導者に対する研修機会の拡充) 文部科学省・厚生労働省・警察庁

- ・ 薬物乱用防止教室の推進を図るため、警察職員、麻薬取締官OB、薬物乱用防止 指導員、学校薬剤師等の薬物乱用防止教室の講師の資質向上を図るための講習会・ 研修会を実施するとともに、各種啓発活動に活用できる啓発読本を作成配布した。 〔平成23年度予算44,280千円の内数:文部科学省、30,485千円:厚生労働省〕
- ・ 薬物乱用防止教育の充実のため、教職員や教育委員会関係者、警察職員、麻薬取締官OB、薬剤師、保護者等幅広い関係者を対象とした「薬物乱用防止教育シンポジウム」を開催した。[平成23年度予算44,280千円の内数:文部科学省]

文部科学省

・ 効果的な実践のための指導の充実を図るため、教員や薬物乱用防止教室の指導者 に対する効果的な研修の機会の拡充を図るよう指導した。

警察庁

・ 学校関係者や都道府県警察の警察職員を対象とした研修等において、薬物乱用防

止に関する講義を行い、薬物乱用防止教室等における職員等の指導効果の向上を図った。

(学校警察連絡協議会等の活用促進など学校と警察の連携強化)

警察庁 · 文部科学省

・ 学校警察連絡協議会等において、少年の薬物乱用の実態、薬物の有害性・危険性 等について情報提供を行うとともに、薬物乱用を把握した場合の早期連絡の要請等、 学校関係者等との連携を一層強化するよう指導した。

(大学生等の学生に対する薬物乱用防止のための啓発の強化)

文部科学省 • 厚生労働省 • 警察庁

- ・ 薬物乱用防止のための啓発用パンフレット「薬物のない学生生活のために~薬物 の危険は意外なほど身近に迫っています~」を文部科学省のホームページで公開す るとともに、すべての大学、短大、大学院大学及び専門学校の新1年生に配布した。 [平成23年度予算44,280千円の内数:文部科学省]
- ・ 啓発用パンフレットの内容を活用した2種類の啓発用ポスターを作成し、すべての大学、短大、大学院大学及び専門学校に配布した。〔平成23年度予算44,280千円の内数:文部科学省〕

文部科学省

- ・ 大学等において、入学時のガイダンスなど様々な機会を通じ大学等の学生に対して薬物乱用防止に係る啓発及び指導の徹底に努めるよう指導した。
- ・ 大学の学生支援担当教職員の会議や研修会等において、入学時のオリエンテーションの活用、学生ハンドブックへの記載、講演会の開催などにより学生に対して薬物乱用防止に係る啓発及び指導の徹底に努めるよう要請した。

警察庁

・ 大学生等の間での大麻事犯等の蔓延を未然に防止するため、大学等を対象に新入 生に対するオリエンテーション等の機会に薬物乱用防止の啓発を行うよう働き掛け を行うとともに、大学等から薬物乱用防止講習等の依頼があった場合には、講習会 等で警察職員が薬物の危険性・有害性等を説明するなど、大学生等に対する広報啓 発活動を強化した。

B【施策の効果】

文部科学省・厚生労働省・警察庁・財務省

- ・ 学習指導要領及び同解説、生徒指導提要、指導参考資料の改訂並びに新たな生徒 用啓発教材の作成・配布により、学校における薬物乱用防止に関する指導・教育内 容の充実強化が図られた。
- ・ 関係機関等への協力要請及び効果的な取組事例集の作成・配布等の薬物乱用防止 教室の充実強化の周知徹底により、薬物乱用防止教室の開催率の上昇が図られた。
- ・ 各種啓発資料の作成・配布や講習会等の開催により、児童生徒、学生等において 薬物乱用による健康被害や危険性についての理解の促進が図られた。

各種研修の実施により、薬物乱用防止に関する指導者の資質向上が図られた。

(2) 有職・無職少年に対する啓発の強化

A【施策の内容】

(労働関係機関・青少年労働関係団体等による啓発の充実)

厚生労働省

・ 労働関係機関・青少年労働関係団体等に薬物乱用防止啓発読本を配付し、未成年 労働者等を対象とした啓発活動を実施した。[平成23年度予算5,331千円]

(街頭キャンペーン等による啓発の充実)

厚生労働省

・ 全国での街頭キャンペーンや主要6都市における薬物乱用防止運動の実施、各種 媒体を活用した広報活動の展開、薬物乱用防止キャラバンカーの巡回等により薬物 乱用防止に関する正しい知識の普及を図った。

警察庁

- ・ 関係機関・団体、ボランティア等とともに、駅前や繁華街等で少年の薬物乱用防 止街頭キャンペーンを実施した。
- ・ イベント会場等において薬物乱用防止広報車を効果的に活用し、薬物乱用防止に関する正しい知識の普及を図った。[平成23年度予算5,962千円]
- ・ <u>若年層における薬物乱用を防止するため、若者が集まるイベント等の機会を利用</u> した街頭キャンペーンを実施するなど、効果的な広報啓発活動を推進した。

B【施策の効果】

警察庁・厚生労働省

・ 多様な機会を効果的に利用した研修会、労働関係機関・青少年労働関係団体等による啓発や街頭キャンペーン等を実施した結果、有職・無職少年を含む若年層への薬物乱用防止に関する知識の普及が図られた。

(3)地域における薬物根絶意識の醸成と未然防止対策の強化

A【施策の内容】

(薬物乱用防止指導員の資質の向上)

厚生労働省

・ 薬物乱用防止指導員を対象とした研修会を実施するとともに、各種啓発活動に活 用できる啓発読本を作成・配付した。[平成23年度予算30,485千円]

(少年やその保護者等を対象とした薬物乱用防止に関する啓発)

厚生労働省

・ 薬物乱用防止指導員協議会が主体となり、全国4カ所において小学生、中学生及び高校生並びにその保護者等を対象とした、地域における薬物乱用防止についての対話集会を開催した。[平成23年度予算2,641千円]

・ 家庭における薬物乱用防止教育の一端として、全小学6年生保護者を対象とした薬物乱用防止啓発読本を作成・配付した。[平成23年度予算10,705千円]

警察庁

- ・ 関係機関・団体、ボランティア等とともに、駅前や繁華街等で少年の薬物乱用防 止街頭キャンペーンを実施した。
- ・ イベント会場等において薬物乱用防止広報車を効果的に活用し、薬物乱用防止に 関する正しい知識の普及を図った。[平成23年度予算5,962千円]

(薬物乱用少年の早期発見・補導に対する協力要請)

警察庁

・ 春休み・新学期における少年の非行・被害防止に関する通達を発出し、関係機関 と連携した補導活動の強化や、少年のたまり場となりやすい場所等の管理者に対し て不良行為少年等の発見時の速やかな通報を依頼した。

(各種ボランティア団体との連携強化)

厚生労働省・文部科学省

・ 薬物乱用防止に関する講習会等の後援や講師の派遣を行うなど各種ボランティア 団体との連携を図るとともに啓発読本等の提供を行った。

B【施策の効果】

警察庁・厚生労働省

・ 広報啓発等の各種活動を推進したことにより、少年やその保護者等の薬物乱用防止についての意識の醸成に寄与するとともに、地域における薬物乱用防止に関する 指導の充実及び家庭における薬物乱用防止教育の充実が図られた。

(4) 広報啓発活動の強化

A【施策の内容】

(薬物乱用防止に関する広報啓発活動の推進)

内閣府·警察庁·厚生労働省·文部科学省

・ 「合法ハーブ」等と称して販売されている商品を使用したことによる健康被害が 多発している状況をうけて、ポスターとチラシを作成・配布して啓発を行った。

厚生労働省・警察庁

・ 小学生、中学生及び高校生等を対象とした薬物乱用防止に関するポスター等の作成や街頭キャンペーン等を実施し薬物乱用防止に関する規範意識の醸成を図った。

文部科学省

・ 薬物乱用の危険性を身近に認識させるため、高校生から啓発ポスターのデザイン 画及び啓発映像を公募し、すべての高校へポスターを配布するとともに、競技場等 の大型ディスプレイシステムを活用し、薬物乱用防止を啓発する映像を放映した。 [平成23年度予算44,280千円の内数]

厚生労働省

- ・ 薬物乱用の恐ろしさについてラジオ、雑誌、携帯電話などの媒体を活用した啓発 活動を行った。
- ・ <u>薬物乱用防止に関する広報活動の充実・強化のため、関係省庁と連携し、各種啓</u> 発資材の配布等に関し効率的な運用に努めた。
- ・ (財) 麻薬・覚せい剤乱用防止センターを通じて、ポスター、パンフレット、啓発用読本等各種資材の作成、啓発用インターネットホームページ、薬物乱用防止キャラバンカーの運行、地域における対話集会や各種キャンペーンの実施等、官民一体となった啓発活動を展開した。
- ・ 全国での街頭キャンペーンや主要6都市における薬物乱用防止運動の実施、各種 媒体を活用した広報活動の展開、薬物乱用防止キャラバンカーの巡回等により薬物 乱用防止に関する正しい知識の普及を図った。

法務省

・ "社会を明るくする運動" ~犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ~の一環として、薬物乱用問題をテーマとした地域住民を対象とする講演会、住民集会、公開ケース研究会等を開催した。[平成23年度予算793千円]

警察庁

- ・ 全国の警察本部に設置されている薬物乱用問題等に関する相談電話の利用促進を 図るため、ホームページやリーフレット等を活用して広報し、その周知に努めた。
- ・ 警察庁において、薬物乱用防止広報強化期間(平成24年6月~7月)」を設定するなど、関係部門、関係機関・団体等との連携を強化し、薬物乱用防止のための広報啓発活動を推進した。

(青少年及び青少年育成関係者への広報啓発活動の推進) 厚生労働省

・ 「麻薬・覚せい剤乱用防止運動」(平成23年10月~11月)、「不正大麻・けし撲滅運動」(平成24年5月~6月)、「『ダメ。ゼッタイ。』普及運動」(平成24年6月20日~7月19日)を主催し、ポスターの掲示、リーフレット等啓発資材の配付、新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、携帯電話、街頭ビジョン等を活用した啓発活動を展開した。さらに「『ダメ。ゼッタイ。』普及運動」では、街頭キャンペーンや野球場・サッカー場等の電光掲示板等を活用した啓発活動、「麻薬・覚せい剤乱用防止運動」では、講演やトークショー等による啓発活動を実施した。〔平成23年度予算8,757千円〕

内閣府

・ 「子ども・若者育成支援強調月間」(平成23年11月)や「青少年の非行・被害防止全国強調月間」(平成24年7月)において、学校等の関係機関や民間団体、地域住民等が連携して、薬物乱用防止教室や講演を開催するなどの広報啓発活動を積極的に推進したほか、青少年に対する薬物乱用防止に係る啓発・指導に活用できる資料・データを掲載している内閣府の薬物乱用対策のホームページを改修〔平成23年度予算900千円〕し、利用者の利便性向上を図った。

警察庁

・ テレビ、新聞、ラジオ、ポスター等多様な広報媒体を活用した広報啓発活動を 推進したほか、「薬物乱用防止広報強化期間」(平成24年6~7月)等において、 少年等に対し、薬物乱用の危険性等についての広報啓発活動を積極的に展開した。

(「薬物乱用防止広報車」、「薬物乱用防止キャラバンカー」やインターネットの有効活用)

厚生労働省

- ・ 薬物乱用防止キャラバンカーを全国1,276か所の学校や地域の行事等に派遣し、 約14万6千人に対して薬物乱用防止に関する正しい知識の普及を図った。〔平成23 年度予算74,105千円〕
- 各種啓発読本等を厚生労働省のホームページに掲載した。

警察庁

- ・ イベント会場等において薬物乱用防止広報車を効果的に活用し、薬物乱用防止に 関する正しい知識の普及を図った。[平成23年度予算5,962千円]
- ・ <u>ホームページや都道府県警察が配信する防犯メール等を活用し、薬物乱用防止を</u> 呼びかける広報啓発活動を推進した。

文部科学省

・ 薬物乱用防止教育関連資料を文部科学省及び公益財団法人日本学校保健会、独立 行政法人日本学生支援機構のホームページに掲載した。

B【施策の効果】

厚生労働省・内閣府・警察庁・法務省・文部科学省

各種啓発活動、多様な媒体を活用した広報活動及び研修会等において、薬物乱用の実態や危険性、相談機関の設置場所等の周知を積極的に展開したことにより、青少年自身の規範意識や国民の薬物根絶意識の醸成に成果を挙げるとともに、地域における薬物乱用防止活動が一層推進された。

(5) 関係機関による相談体制の構築

A【施策の内容】

(相談機関間の連携強化)

厚生労働省・内閣府・警察庁・法務省

・ 麻薬中毒者相談員、麻薬取締官、都道府県職員、医療関係者、保健所職員、精神保健福祉センター職員、保護観察官、警察官等が参加する「薬物中毒対策連絡会議」を全国6ブロックで開催し、地域における関係機関間の連携を図り、再乱用防止対策を推進した。

厚生労働省・警察庁

・ 「再乱用防止対策講習会」において、薬物中毒・依存症者を抱える家族の支援活動を行う家族会の代表者及び薬物依存症の専門家を招聘し、また、開催地区を代表する都道府県による講演を実施することにより、市民を対象に薬物中毒・依存症に対する理解の普及とともに、相談に係る地域の関係機関間の連携を図った。

警察庁

- ・ 学校関係者や警察関係者等が参加し、非行や問題を抱えた少年に対する支援及び 相互の連携のあり方等について意見交換を行うブロック協議会を開催している。
- ・ 少年相談の機会等を活用し、関係機関等と連携した継続的な指導、助言等を行った。

法務省

- ・ 少年鑑別所においては、「一般少年鑑別」の一環として薬物問題の相談に応じて おり、多くの地域で整備が進められている相談機関ネットワークに少年鑑別所も参加した。
- ・ 少年鑑別所における「一般少年鑑別」を紹介するパンフレットを配布し、その利用の促進を図った。
- ・ 「一般少年鑑別」に応じる職員(鑑別技官)に対しては、心理査定、面接技法、 心理療法等に関する専門的な知識や技術を付与するための研修体制を整備し、専門 性の向上を図った。

(相談窓口の周知)

厚生労働省 • 文部科学省 • 警察庁

・ 高校生や大学生等に配布した薬物乱用防止啓発パンフレットにおいて、精神保健 福祉センター等の薬物乱用防止相談窓口機関の周知を図った。

厚生労働省

- ・ 薬物乱用者・依存症者の家族のための小冊子「ご家族の薬物問題でお困りの方へ」(家族読本)の巻末薬物相談窓口情報を更新し、全国の都道府県、家庭裁判所、教育委員会、国立大学、民間団体等に配布した。[平成23年度予算3,677千円]
- ・ 「薬物乱用防止相談窓口機関一覧」について厚生労働省ホームページ、携帯電話 版ホームページ及び各種資材に掲載し、相談窓口の周知・利用促進を図った。

警察庁

・ ヤングテレホンコーナー等の相談窓口の電話番号を掲載したリーフレット等を配 布するなどして、その利用促進を図った。

(少年相談専門職員等の育成及び資質の向上)

厚生労働省・内閣府・法務省

・ 麻薬中毒者相談員、麻薬取締官、都道府県職員、医療関係者、保健所職員、精神保健福祉センター職員、保護観察官等が参加する「薬物中毒対策連絡会議」を全国 6 ブロックで開催し、地域における関係機関間の連携を強化した上、再乱用防止対策を推進した。

厚生労働省

・ 「再乱用防止対策講習会」において、薬物中毒・依存症者を抱える家族を支える 支援活動を行う家族会の代表者及び薬物依存症の専門家を招聘し、また、開催地区 を代表する都道府県による講演を実施することにより、市民を対象に薬物中毒・依 存症に対する理解の普及とともに、相談に係る地域の関係機関間の連携を強化した。

警察庁

・ 心理学等の専門的知識を有する少年相談専門職員や少年補導職員の確保、研修会 や教養等の実施による資質の向上など薬物乱用に関する少年相談活動の充実に努め た。

B【施策の効果】

警察庁

- ・ 相談機関の担当者や学校教育関係者等の参加による研修会の開催により、青少年 の薬物問題について情報の共有と、関係者の質的向上が図られた。
- ・ 少年相談の機会等を活用した指導、助言等の実施により、少年の薬物乱用防止に ついての意識の醸成に寄与した。

法務省

・ 少年鑑別所において、「一般少年鑑別」を行うことにより、相談者の薬物問題に 対する理解を深めさせた。また、他の相談機関との連携を強化し、パンフレットの 配布等により、「一般少年鑑別」の相談窓口の周知が図られた。さらに、「一般少 年鑑別」に当たる職員(鑑別技官)の研修の実施により、職員の専門性の向上が図 られた

【まとめ】

平成23年中の少年の覚醒剤事犯による検挙人員は185人で平成22年中と比較し、43人減少した。中学生は4人、高校生は25人、大学生は21人(成人を含む。)であった。

少年の大麻事犯による検挙人員は82人で平成22年中と比較し、82人減少した。 中学生は1人、高校生は15人、大学生27人(成人を含む。)であった。

平成23年度中の薬物乱用防止教室の開催率は70.3%で平成22年度中と比較し、1ポイント増加した。うち小学校は62.6%、中学校は81.6%、高等学校は79.0%であった。

上記のとおり少年の薬物事犯の検挙人員は減少傾向を示しており、体育科・保健体育科における指導に加えて薬物乱用防止教室の開催等の学校等における薬物乱用防止のための指導・教育の充実及び広報啓発活動や街頭補導活動の強化といった取組が一定の成果を上げているものと認められる。

特に、平成23年中の未成年者の大麻事犯は平成22年中と比較すると半減している。 しかし、大麻事犯については20歳代の若年層が全体の約半数であることから今後も引き続き関係機関が連携して、青少年による薬物乱用の根絶及び薬物乱用を拒絶する意識の向上のために以下の取組の一層の充実に努める必要がある。

○ 学校等における薬物乱用防止のための指導・教育の充実の強化については、学習指導要領の改訂の趣旨を踏まえ、指導参考資料等を活用し体育科・保健体育科における指導の充実に努める必要がある。また、今後とも、すべての中学校及び高等学校において、年に1回は薬物乱用防止教室を開催するとともに、小学校に

おける薬物乱用防止教室の開催の一層の推進や薬物乱用防止教室の内容の充実に努める必要がある。そのために、教員や薬物乱用防止教室の指導者の研修機会の充実に引き続き努める必要がある。

○ 広報啓発活動については、政府全体で様々な媒体により多様な広報啓発活動を 推進してきたところであるが、今後とも、薬物乱用防止等についての国民の理解 を更に深めてもらうための効果的な広報のあり方について検討しつつ、広報啓発 活動の一層の充実に努める必要がある。20歳代の若年層の構成比率が高い大麻に ついては、有害性・危険性並びに法規制等の正しい知識の啓発を引き続き実施す る必要がある。

また、「合法ハーブ」等と称して販売されている商品を吸引等で使用したことにより、健康被害の発生する事案が多発しており、これら商品は極めて危険性が高いことから、乱用防止の広報啓発を強化する必要がある。

- O 関係機関等による相談体制については、地域住民の相談に的確かつ素早く対応 するため、より充実した相談体制を構築する必要がある。
- O 街頭補導活動については、関係機関・団体、ボランティア等と連携し、継続的 に薬物乱用少年の早期発見・補導を行う必要がある。
- 少年鑑別所においては、「一般少年鑑別」の一環として、薬物問題の相談にも応じているところ、引き続き、地域の相談機関との連携強化に努めるとともに、こうした相談に応じる職員の専門性の向上を図る必要がある。

目標2 薬物依存・中毒者の治療・社会復帰の支援及びその家族への支援の充実強化 による再乱用防止の推進

(1) 相談窓口の周知及び相談体制の充実

A【施策の内容】

厚生労働省・内閣府・法務省・警察庁

麻薬中毒者相談員、麻薬取締官、都道府県職員、医療関係者、保健所職員、精神保健福祉センター職員、保護観察官、警察官等が参加する「薬物中毒対策連絡会議」を開催し、地域における関係機関間の連携を図り、再乱用防止対策を推進した。

厚生労働省・警察庁

・ 薬物中毒・依存症者を抱える家族を支える活動を行う家族会の代表者及び薬物依存症の専門家による「再乱用防止対策講習会」を全国6か所で開催し、薬物に係る相談担当者や市民を対象に薬物中毒・依存症に対する理解の普及とともに、相談に係る地域の関係機関間の連携を図った。

警察庁

・ 全国の警察本部に設置されている薬物乱用問題等に関する相談電話の利用促進を 図るため、ホームページやリーフレットを活用して広報し、その周知に努めた。

厚生労働省

- ・ 薬物乱用者・依存症者の家族のための小冊子「ご家族の薬物問題でお困りの方へ」(家族読本)の巻末薬物相談窓口情報を更新し、全国の都道府県、家庭裁判所、教育委員会、国立大学、民間団体等に配布した他、厚生労働省のホームページに掲載し、情報提供を行った。〔平成23年度予算3,677千円:厚生労働省〕
- ・ 全国の「薬物乱用防止相談窓口機関一覧」について厚生労働省ホームページ、携帯電話版ホームページ及び各種資材に掲載し、家族が相談窓口を活用できるように 周知・利用促進を継続して行った。
- ・ 保健所、精神保健福祉センターにおいて、薬物依存症者に関する相談及び薬物依存に対する啓発、家族教室等を引き続き実施した。
- ・ 精神保健福祉センターにおいて、保健所、市町村等に対する技術指導・援助を引き続き実施した。

B【施策の効果】

厚生労働省・内閣府・警察庁・法務省

・ 相談窓口の周知及び利用促進を図り、相談対応における関係機関との連携が促進 されるとともに、地域における薬物の再乱用防止に関する正しい知識と理解の向上 及び専門性の強化を図ることができた。

厚生労働省

- ・ 保健所、精神保健福祉センターにおける相談事業及び啓発活動によって、薬物問題の早期発見・早期対応を可能とした。
- ・ 精神保健福祉センターによる地域の保健機関・医療機関等に対する技術指導・援

助によって、相談機関担当職員の専門性の向上を図った。

(2) 国内における薬物依存・中毒者の医療体制の充実

A【施策の内容】

厚生労働省

- ・ 入院・治療を含め、幻覚・妄想状態を呈した薬物乱用者に対する精神医療の提供 を推進した。
- ・ 厚生労働科学研究において、薬物依存に対する認知行動療法プログラムの開発と 効果に関する研究を実施した。
- ・ 国立精神・神経医療研究センターにおいて、医師、看護師等を対象に薬物依存に 関する研修を実施した。

B【施策の効果】

厚生労働省

- ・ 精神医療体制の整備により、幻覚・妄想状態等の精神症状を呈した薬物依存者に 対する医療の提供を行うことができた。
- ・ 薬物依存のメカニズム等の基礎的研究を進めることにより、治療法等の基盤づく りを推進した。
- 薬物依存・中毒に関する医療に携わる専門家の養成が図られた。

(3)薬物依存・中毒者の家族への相談体制・支援等の充実

A【施策の内容】

厚生労働省・内閣府・法務省・警察庁

麻薬中毒者相談員、麻薬取締官、都道府県職員、医療関係者、保健所職員、精神保健福祉センター職員、保護観察官、警察官等が参加する「薬物中毒対策連絡会議」を開催し、地域における関係機関間の連携を図り、再乱用防止対策を推進した。

警察庁

・ <u>即決裁判手続等により執行猶予判決が見込まれる者や薬物事犯者の家族らに対して関係機関の相談窓口等が掲載されたパンプレットを未決勾留期間中に配布・貸与</u>するなど、再乱用防止対策の取組を推進した。

法務省

・ 保護観察所において、薬物事犯保護観察対象者の家族に対し、薬物乱用の有害性 及び当該保護観察対象者への対応等に関する知識を付与するための講習会を実施し た。

厚生労働省

- ・ 薬物乱用者・依存症者の家族のための小冊子「ご家族の薬物問題でお困りの方へ」(家族読本)の巻末薬物相談窓口情報を更新し、全国の都道府県、家庭裁判所、 教育委員会、国立大学、民間団体等に配布した他、厚生労働省のホームページに掲載し、情報提供を行った。〔平成23年度予算3,677千円:厚生労働省〕
- ・ 薬物中毒・依存症者を抱える家族を支える活動を行う家族会の代表者及び薬物依

存症の専門家による「再乱用防止対策講習会」を全国6か所で開催し、薬物に係る 相談員や市民を対象に薬物中毒・依存症に対する理解の普及とともに、相談に係る 地域の関係機関間の連携を図った。

- ・ 全国の「薬物乱用防止相談窓口機関一覧」について厚生労働省ホームページ、携帯電話版ホームページ及び各種資材に掲載し、家族が相談窓口を活用できるように 周知・利用促進を継続して行った。
- ・ 保健所、精神保健福祉センターにおいて、薬物依存症に関する相談及び薬物依存 に対する啓発、家族教室等を引き続き実施した。
- ・ 「依存症回復施設職員研修事業」(平成22年度より開始)により、依存症回復施設の質の担保及び依存症への対応力を一層強化するため、同施設職員に対する研修を行った。[平成23年度予算3,624千円]

B【施策の効果】

厚生労働省・内閣府・警察庁・法務省

・ 相談窓口の周知・利用促進を図り、相談対応における関係機関の連携が促進されるとともに、地域における薬物の再乱用防止に関する正しい知識・理解の向上及び 専門性の強化を図ることができた。

法務省

・ 保護観察所における薬物事犯保護観察対象者の家族に対する講習会の実施により、 当該保護観察対象者への対応等に関する知識を付与することができ、当該保護観察 対象者の再乱用防止に効果を挙げた。

厚生労働省

・ 「依存症回復施設職員研修事業」(平成22年度より開始)により、依存症回復施設の職員の人材養成・資質向上、同施設の依存症への対応力向上、依存症への対応力の強化とともに、薬物依存患者への支援の充実を図った。

(4) 薬物依存・中毒者の社会復帰の支援の充実強化

A【施策の内容】

法務省 • 厚生労働省

・ 公共職業安定所等の関係機関と連携し、薬物事犯の対象者も含めた刑務所出所者 等に対して就労支援を行うとともに、犯罪歴のある者を積極的に雇用する協力雇用 主を開拓することにより、不就労で生活の安定しない薬物事犯の対象者の就労確保 を図った。[平成23年度予算101,127千円の内数:法務省]

法務省

- ・ 住居が不安定であったり、改善更生のための環境が整っていない薬物事犯の対象者については、保健所、自助グループ等の協力を得て、薬物等に関する処遇を実施している更生保護施設や更生保護施設以外に宿泊場所を保有するNPO法人、社会福祉法人等に宿泊保護を委託した。[平成23年度予算4,732,645千円の内数]
- ・ 自発的意思に基づく簡易薬物検出検査の実施のほか、覚せい剤事犯者処遇プログラムの運用を開始(平成20年6月から)し、覚醒剤事犯保護観察対象者のうち、一

定の条件を満たした仮釈放者及び保護観察付執行猶予者について、同プログラムの受講を義務づけた。[平成23年度予算35,523千円]

- ・ 覚醒剤事犯者を含めた薬物事犯保護観察対象者に対する断薬指導等を充実強化するため、新たな処遇プログラムとして覚醒剤のみならず、大麻、麻薬、シンナー等 違法薬物全般に対応可能なものとする薬物事犯者処遇プログラムの開発を進めた。 [平成23年度予算2,342千円]
- ・ 保護観察所において、薬物事犯保護観察対象者の家族に対し、薬物乱用の有害性 及び当該保護観察対象者への対応等に関する知識を付与するための講習会を実施し た。
- ・ 民間自助団体や研究機関、大学等の専門家からなる薬物事犯受刑者処遇研究会 (平成16年度に開催)での意見を踏まえて策定した標準プログラムに基づき、各刑 事施設において薬物依存離脱指導を計画的に実施した。
- ・ 刑事施設においては、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律のもと、 薬物事犯受刑者に対して改善指導を義務付け、民間自助団体等の協力を得ることに より指導の充実を図った。〔平成23年度予算56,982千円〕
- ・ 薬物依存離脱指導の更なる充実強化を図るため、平成21年、外部専門家の協力を 得て検討会議を開催し、認知行動療法の手法を取り入れた薬物依存回復プログラム の開発を進めた。
- ・ 薬物依存離脱指導実施体制の充実強化を図るため、薬物事犯者処遇カウンセラー による助言指導体制を整備した。〔平成23年度予算90,814千円〕
- ・ 薬物依存離脱指導の充実化を図るための視聴覚教材を作成し、受講対象者の拡大 と指導終了後の受講者の指導効果の維持を図ることとした。〔平成23年度予算5,77 5千円〕
- ・ 刑事施設長会同において、薬物依存離脱指導の徹底に努めるよう指示した。
- ・ 刑事施設における薬物乱用防止対策の推進に関する通知文書を発出し、薬物依存 離脱指導の徹底等を指示した。
- ・ <u>矯正局が刑事施設の教育担当職員に対し実施する集合研修等において、薬物依存</u> 離脱指導の徹底を図るための具体的方策等について検討を行った。
- ・ 薬物依存離脱指導について、その対象者の選定や指導効果の前後比較等のための 再犯リスクの評価ツールを平成21年度に開発し、調査に必要なマークシートを追加 印刷した[平成23年度予算170千円]

B【施策の効果】

法務省・厚生労働省

・ 平成23年度も引き続き、厳しい雇用情勢の中、公共職業安定所等の関係機関と連携して就労支援を実施するとともに、協力雇用主の開拓に努めた結果、相応の成果 を得た。

法務省

・ 住居が不安定であったり、改善更生のための環境が整っていない薬物事犯の対象 者については、更生保護施設や更生保護施設以外に宿泊場所を保有するNPO法人、 社会福祉法人等に宿泊保護することにより社会復帰を促進させた。

- ・ 簡易薬物検出検査が、覚醒剤を使用していないという結果を積み重ねさせ、断薬の努力についての達成感を与えることによって、当該保護観察対象者の断薬意志の維持及び促進につながったほか、覚せい剤事犯者処遇プログラムにおいて再発防止計画を策定させることにより、覚醒剤再乱用防止に効果を上げた。
- ・ 保護観察所における薬物事犯保護観察対象者の家族に対する講習会の実施により、 当該保護観察対象者への対応等に関する知識を付与することができ、当該保護観察 対象者の再乱用防止に効果を挙げた。
- 76庁(本所)の刑事施設において、標準プログラムに基づく指導が実施された。
- ・ 刑事施設78庁(刑務支所を含む)において、民間自助団体の協力を得た指導体制 が整備され、指導内容の充実・強化が図られた。
- ・ 刑事施設78庁(刑務支所を含む)において、薬物事犯者処遇カウンセラーを配置 した。
- 薬物依存回復プログラムのワークブック及び指導マニュアルを策定し、当局が指定した庁において試行を開始した。

(5) 民間団体等との連携強化

A【施策の内容】

内閣府

・ 薬物依存・中毒者の社会復帰を行っている民間団体・NPO等に対してヒアリング を行うなど、実態の把握に努め、これら団体との連携について検討を行った。

法務省

- ・ 保護観察所において薬物事犯保護観察対象者の家族に対する講習会を実施する際 に、民間団体の関係者を講師として招いた。[平成23年度予算1,895千円]
- ・ 地方更生保護委員会委員長・保護観察所長会同において、全国の保護観察所長 に対し、関係機関と連携した積極的な家族会の開催について指示した。

厚生労働省

- ・ 薬物乱用者・依存症者の家族のための小冊子「ご家族の薬物問題でお困りの方へ」(家族読本)の巻末薬物相談窓口情報を更新し、全国の都道府県、家庭裁判所、教育委員会、国立大学、民間団体等に配布した他、厚生労働省のホームページに掲載し、情報提供を行った。[平成23年度予算3,677千円]
- ・ 「地域依存症対策推進モデル事業」(平成21年度開始)を実施し、地域における 効果的な薬物依存対策等を推進した。[平成23年度予算65,472千円]
- ・ 薬物中毒・依存症者を抱える家族を支える活動を行う家族会の代表者及び薬物依存症の専門家による「再乱用防止対策講習会」を全国6か所で開催し、薬物に係る相談担当者や市民を対象に薬物中毒・依存症に対する理解の普及とともに、相談に係る地域の関係機関間の連携を図った。

B【施策の効果】

内閣府

・ 薬物依存症者に係る民間団体等の取組みへの理解の深化とともに、今後の連携を 図る上での課題等を整理することができた。

法務省

・ 保護観察所における薬物事犯保護観察対象者の家族に対する講習会の講師として 民間団体の関係者を招くことにより、保護観察所と民間団体との連携が促進された。

厚生労働省

- ・ 再乱用防止講習会への民間団体等の招へいや、小冊子「ご家族の薬物問題でお困りの方へ」(家族読本)を配布することにより、薬物の再乱用防止にかかる民間団体等との連携が強化され、再乱用防止を推進した。
- ・ 「地域依存症対策推進モデル事業」(平成21年開始)において、薬物等の依存症 対策に係る地域連携体制の構築と、薬物等の依存症患者の支援を行っている自助団 体・家族会の活動支援や自助団体・家族会と協同した薬物依存症対策の実施等を通 じ、地域における支援体制の在り方・行政機関の役割について検討し、民間団体等 との連携を促進した。

(6) 少年の再乱用防止対策の充実強化

A【施策の内容】

警察庁

・ 少年による薬物の再乱用を防止するため、関係機関との連携を図り、薬物乱用少年に対する継続補導等のフォローアップを実施した。

法務省

- ・ 保護観察対象少年及びその保護者の同意を得た上で、当該保護観察対象少年に対 し、簡易薬物検出検査〔平成23年度予算35,523千円〕を実施した。
- ・ 保護観察所において、薬物事犯保護観察対象少年の家族に対し、薬物乱用の有害 性及び当該保護観察対象少年への対応等に関する知識を付与するための講習会を実 施した。
- ・ 少年院において、薬物に依存した少年、薬物の使用経験がある少年を対象として、薬物問題指導プログラムを実施し、その充実化を図った。また、教育内容・教育方法を充実させ、職員の指導技術を向上させるという観点から、家庭裁判所等の関係機関の職員を招へいし、研究授業を実施して、効果的な薬物依存からの離脱方法について検討を行った。なお、平成24年から指導重点施設を指定して、矯正教育プログラム(薬物指導)を実施することとしている。〔平成23年度予算2,918千円〕

B【施策の効果】

警察庁

・ 少年サポートセンターが中心となり、薬物乱用少年に対する継続補導等の活動を 実施し、少年の薬物乱用防止に貢献した。

法務省

・ 覚醒剤を使用していないという結果を積み重ねることにより、当該保護観察対象 少年の断薬意志の維持及び促進につながった。 ・ 保護観察所における薬物事犯保護観察対象少年の家族に対する講習会の実施により、薬物乱用の有害性及び当該保護観察対象少年への対応等に関する知識を付与することができ、当該保護観察対象少年の再乱用防止に効果を上げることにつながった。

また、講習会の講師として関係機関の職員を招くことにより、保護観察所と関係機関との連携が促進された。

・ 少年院においては、薬物に依存した少年のほか、薬物経験のある少年を対象として、薬物の再乱用防止を念頭においた指導の充実化が図られた。また、関係機関の 職員を招へいして研究授業を実施することで、薬物乱用防止のための効果的な処遇 方法等に関する知見を得ることができた。

(7)薬物乱用の実態、薬物依存症の治療法等に関する研究の推進

A【施策の内容】

内閣府

・ 薬物依存症対策等に関し、薬物対策の先進国であるアメリカの取組みについて調査を行い、理解を深めた。[平成23年度予算5,109千円]

文部科学省

科学研究費において、薬物乱用防止教育に関連する研究を進めた。

厚生労働省

- ・ <u>厚生労働科学研究において、薬物依存のメカニズム、治療法に関する研究、違法ドラッグ(いわゆる脱法ドラッグ)を含む薬物乱用実態に関する疫学調査</u>を実施した。
- ・ <u>厚生労働科学研究において、薬物乱用・依存の疫学的研究、薬物乱用・依存等の実態把握、地域資源(精神保健福祉センター)と連携した再乱用防止プログラムの開発推進、司法関連施設における少年用薬物乱用防止教育ツールによる介入効果と</u>その普及に関する研究等を実施した。
- ・ <u>厚生労働科学研究において、依存症の治療や支援について、関係機関の連携・対応の実態、治療の効果等を調査分析する研究を実施した。〔平成23年度予算15,400千円〕</u>
- ・ <u>厚生労働科学研究において、効果的な薬物依存症プログラムの開発に関する研究</u> を実施した。[平成23年度予算5,500千円]
- ・ 諸外国における薬物依存・中毒対策に関する情報収集・分析を実施した。

B【施策の効果】

内閣府

アメリカにおける国としての薬物対策、民間団体による薬物依存症対策の調査研究を行い、我が国の薬物再乱用防止対策との比較等整理することができた。

文部科学省

薬物乱用防止対策及び薬物乱用防止教育を有効に推進した。

厚生労働省

- ・ 全国の中学生及び児童自立支援施設等における、薬物乱用等の意識・実態等の状況が把握でき、これらの成果により薬物乱用防止対策及び薬物乱用防止教育を有効に推進した。
- ・ 薬物依存のメカニズム等の研究を実施し、治療法の基盤作りを推進した。
- ・ 効果的な薬物依存症プログラムの開発を推進した。

(8) その他

① (制度等の検討)

A【施策の内容】

法務省

- ・ 薬物依存者の再犯防止を図るため、薬物事犯の刑期の一部を保護観察付執行猶予 とすることにより、刑事施設における処遇に引き続き、これと連携した処遇を相応 の期間社会内において実施することなどを内容とした「刑法等の一部を改正する法 律案」及び「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律 案」を第179回国会に提出した。
- ・ <u>矯正局と保護局の担当者において「薬物事犯者の処遇における矯正施設及び保護</u> <u>観察所の連携の強化に係る打合せ会」を開催し、薬物依存離脱指導に係る刑事施設</u> と更生保護官署における情報共有の方法等についての検討を実施した。

B【施策の効果】

法務省

・ 薬物依存離脱指導に係る刑事施設及び更生保護官署との情報共有を図る上での課題等を整理することができた。

② (処遇・支援等の充実)

A【施策の内容】

厚生労働省

・ <u>麻薬取締部において、保護観察処分のつかない執行猶予判決を受けた初犯の薬物</u> 乱用者に対する再乱用防止プログラムを開始した。

法務省

・ <u>刑事施設における薬物乱用防止対策の推進に関する通知文書を発出し、薬物事犯</u> 容疑の未決拘禁者に対する薬物依存及び回復に関する情報の提供等を指示した。

B【施策の効果】

厚生労働省

・ 麻薬取締部において、保護観察処分のつかない初犯の薬物乱用者に対する再乱用 防止を支援した。

法務省

・ 未決拘禁者に対する、薬物依存及び回復に関する書籍を整備し、閲覧することを 可能とした。[平成23年度予算7,452千円]

④ (啓発・情報提供の推進)

A【施策の内容】

内閣府

・ 薬物依存の理解を深める資料や相談窓口に関する情報を掲載している内閣府の薬物乱用対策のホームページについて、利用者の利便性を図る観点から改修した。 〔平成23年度予算900千円〕

B【施策の効果】

内閣府

薬物の再乱用防止には、本人或いは家族が薬物について充分理解し、早期に関係機関等への相談を行うことが重要であることから、それに役立つ情報等を薬物乱用対策のホームページに掲載しているところであるが、薬物乱用対策のトップページからそれぞれの情報に直接アクセスできるようにするなど、利用者の利便性を向上させることができた。

【まとめ】

薬物中毒・依存症者の再乱用防止のため、「薬物中毒対策連絡会議」及び「再乱用防止対策講習会」を開催し、薬物中毒・依存症者の治療・社会復帰に関わる関係機関の専門家が意見交換等を行い、連携強化を図り、薬物中毒・依存症に対する正しい知識・理解の向上及び相談体制を、今後も継続していくことが必要である。

薬物中毒・依存者の治療、社会復帰の支援による再乱用防止においては、継続的な実態把握及び適切な指導が重要である。厚生労働科学研究では、薬物の依存性・精神毒性、乱用に関する意識・実態調査及び地域資源を活用した薬物の再乱用防止に係るプログラムの開発を実施してきた。しかしながら、薬物乱用・依存の疫学調査は、その性質上、全容を解明することが難しく、様々な視点から長期にわたって調査することにより、正確な実態把握が可能なものである。再乱用防止に係るプログラムの開発は、今後、多施設において実施することにより、事例を蓄積し、効果を検証する必要がある。

また、薬物依存のメカニズムに関してはいまだ未解明な部分も多く、これらについては、今後、一層の研究等を引き続いて実施することが必要である。

「地域依存症対策推進モデル事業」(平成21年度より開始)において、薬物等の依存症対策に係る地域連携体制の構築、薬物等の依存症患者の支援を行っている自助団体・家族会の活動支援や自助団体・家族会と協同した依存症対策の実施等を通じ、地域の実情に即した効果的な薬物等の依存症対策を促進した。

「依存症回復施設職員研修事業」(平成22年度より開始)により、依存症回復施設

の職員の人材養成・資質向上、依存症回復施設の薬物依存症への対応力向上を図り、 もって依存症回復施設の薬物依存症への対応力を強化し、薬物依存患者への支援を図 った。

厚生労働科学研究「様々な依存症における医療・福祉の回復プログラムの策定に関する研究」、「薬物依存症に対する認知行動療法プログラムの開発と効果に関する研究」により、依存症の治療や支援における関係機関の連携・対応および効果的な治療プログラムを検討することで、薬物依存症患者の支援を図っている。

総務省の「薬物乱用防止対策に関する行政評価・監視」を受け、引き続き、刑事施設における薬物依存離脱指導の徹底を図るとともに、刑事施設及び保護観察所の連携の強化について改善策を検討することが必要である。

少年院においては、最近の薬物事犯少年の問題性・特性等を踏まえ、再乱用防止を 図るという観点から、効果的な処遇プログラムの作成に取り組み、指導教材、指導方 法等の研究・開発に努めるとともに、引き続き、法務教官の指導力の向上を図る必要 がある。

保護観察所において、覚醒剤事犯保護観察対象者に対し、覚せい剤事犯者処遇プログラム及び自発的意思に基づく簡易薬物検出検査を実施することにより、改善更生を図った。

また、改善更生のための環境が整っていない薬物事犯の対象者に対し、更生保護施設等への宿泊保護の委託や、就労支援等により、社会復帰を支援した。さらに、薬物事犯保護観察対象者の引受人家族に対し、講習会を実施することにより、再乱用防止に効果をあげた。